

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属： 東淀川区役所

[illegible]

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	東淀川区	担当・事業所名	地域課	債権整理番号(3ケタ)	東淀川 001	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	情報公開請求にかかる複写交付料及び郵便料
----	------	---------	-----	-------------	------------	------	---------------	-----	----------------------

1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「一」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標）

(単位:円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ア')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令和4年度実績	124	0	124	0	0	0	0.0%	0.0%	124	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	124
B	令和5年度実績	124	0	124			0	0.0%	0.0%	124				0	－	－	0	0.0%	0.0%	124
C	令和6年度修正目標	124	124				124	－	100.0%	0				0	－	－	0	－	100.0%	0
D	令和6年度実績	124	0	124	0	0	0	0.0%	0.0%	124	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	124
E	令和7年度計画		0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度目標	124	0	124	0	124	124	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	100.0%	0

(参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末		令和8年度末		令和9年度末	
--------	--	--------	--	--------	--

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績	
・他所属からの資料ですでに確認ができており、当区の資料は不要であるため、徴収停止による対応を行う。(令和2年度対応済み)	
課題と改善策	
【課題】	
【改善策】	

4. 令和7年度の取組内容 … 「1. 令和6年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組	
・期間経過後不能欠損の処理を行なう。 ・ ・	
未収金の発生抑制に向けた取組	
・ ・ ・	

5. 令和6年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

(残高の単位: 円)																				
分類		回収債権									整理債権									合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押え手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの			
過年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	0	0	124	124	
	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	0	0	124	124	
現年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月1回の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ 又は ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和6年度 決算見込に おける 債務者数	1 人	令和6年度決算見込における 未収債権の件数（過年度＋現年度）	124
		令和6年度決算見込における 未収金残高（過年度＋現年度） ＝ 上記2のD（令6実績）のケ’	124